

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けた 有線テレビジョン放送事業者等への再要請

総務省では、地上デジタル放送への円滑な移行のため、有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び全国有線テレビ協議会に対し、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入の検討等について再度要請を行いました。

1 経緯

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（情報通信審議会第6次中間答申）の中で、引き続き、各ケーブルテレビ事業者等において、「その早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討するとともに、導入の際、国民に広く同サービスに関する情報提供を行うことが適当」と提言されるとともに、昨年12月1日に地上デジタル推進全国会議が公表した「デジタル放送推進のための行動計画（第10次）」において、再度「ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する」との方針が示されたところです。

また、依然として、国民生活センター等に対してケーブルテレビ事業者等が加入の勧誘を行う際の丁寧な説明を求める意見等が寄せられています。

これらの状況を踏まえ、総務省では、有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び全国有線テレビ協議会に対して、改めて以下の要請を行いました。

なお、同様の要請については、平成20年12月1日付け文書で既に行っているところですが、より一層の推進を図るため再度要請を行ったものです。

2 要請の内容

(1) 地上デジタル放送への完全移行を来年7月に控え、その一層の推進の観点から、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向け、別表に掲げる導入状況も参考としつつ、より視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討すること。

また、同サービスを導入する際、料金に関し契約約款を定め、総務大臣に事前届出を行うとともに、報道発表、契約約款の掲示、ホームページにおける表示又は請求書等へのパンフレットの同封等の方法により、広く同サービスに関する視聴者への情報提供に積極的に取り組むこと。

(2) 視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組等を行うこと。

国民生活センター等にケーブルテレビ事業に係る苦情・相談が寄せられていることから、ケーブルテレビ業界が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準（平成20年7月1日施行）の遵守を一層徹底すること、営業活動に携わるすべての者が契約の締結前に契約に係る重要事項を適切に説明できるようにすること、受信者からの苦情・相談に誠実かつ迅速に対応すること等、引き続き、適切な取組を着実に実施すること。

(別表)「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入状況

○ 平成21年9月末現在、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」等を提供している事業者は、286社（53.4%）※1。

前回調査（H21.6月末時点）では、258社（48.2%）

導 入 状 況

(()内は、前回調査時)

料 金 ※2	事業者数 ※3	割 合
無 料	8 (8)	2.8% (3.1%)
1円～ 500円	31 (29)	10.8% (11.2%)
501円～1,000円	136 (120)	47.6% (46.5%)
1,001円～1,500円	54 (48)	18.9% (18.6%)
1,501円～2,000円	40 (39)	14.0% (15.1%)
2,001円～2,500円	16 (13)	5.6% (5.0%)
2,501円～	1 (1)	0.3% (0.4%)

※1 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者のうち自主放送を行う536事業者を対象として調査を行ったもの。

※2 STBのレンタル料金を含まない月額料金（税抜き）

※3 各項目の割合は四捨五入して表記している。

<関係報道資料>

○「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けた有線テレビジョン放送事業者等への要請（平成20年12月2日報道発表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/081202_2.pdf

(連絡先)

情報流通行政局 衛星・地域放送課
地域放送推進室

担当：三島課長補佐、能登部業務係長

電話：(代表) 03-5253-5111 (内線) 5809

(直通) 03-5253-5809

(FAX) 03-5253-5811